

令和4年度 第1回建築審査会 議事録

1 日 時 令和4年4月27日(水)午後3時から午後3時45分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 建築審査会側	会 長	塚 本 俊 明	委 員	岩 重 律 子
	委 員	烏帽子田 彰	委 員	大 橋 弘 美
	委 員	折 橋 洋 介	委 員	天 満 類 子
	委 員	松 尾 洋 治		

※ 委員7名は、Web会議システムを利用して出席した。

(2) 建築審査会事務局	書記・課長補佐	佐々木 直彦	書記・主査	迫 将暢
特定行政庁側	書記・主任技師	升岡 知美	書記・技師	山崎 彩乃

4 審議事項

- 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可
(建築物の接道義務の特例に係る許可：中区江波南二丁目)
- 議案第2号 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可
(建築物の接道義務の特例に係る許可：南区仁保三丁目)

5 審議結果

- 議案第1号 同意
議案第2号 同意

6 報告案件

- 「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可
「法第56条の2第1項ただし書き許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料

- (1) 議案第1号
- (2) 議案第2号
- (3) 法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書
- (4) 法第56条の2第1項ただし書き許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 審議事項について

議案第1号

- 議 長 それでは、ただ今から審議を行います。
議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。
- 特定行政庁 議 長 (別紙議案第1号により説明)
議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いしま
す。
- 議 長 いかがでしょうか。用途があてはまらないということであるけど
も、状況をみれば問題ないという判断ですが、これについては、みな
さん、よろしゅうございますでしょうか。
ありがとうございます。異議はないようでございますので、議案第
1号については、同意することとしたいと思っておりますが、よろしゅうご
ざいますでしょうか。
(異議なし。)
- 議 長 ありがとうございます。
それでは、議案第1号については同意することといたします。

議案第2号

- 議 長 続いて、議案第2号について、事務局から説明をお願いいたしま
す。
- 特定行政庁 議 長 (別紙議案第2号により説明)
議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いしま
す。
- 委 員 確認ですが、敷地面積303.36㎡は、4m分の道路後退したの
ちの面積と理解してよいのでしょうか。
- 特定行政庁 議 長 そのとおり、後退後の面積です。
- 委 員 はい。わかりました。
- 議 長 ほかに、ありますでしょうか。
では、私から確認です。壁面後退の件ですが、今回の敷地は、川側
から4m後退ということで全く問題ないのですが、それ以外の市道ま
での間で、車が通行するのに支障がないことを確認されているのでし
ょうか。
- 特定行政庁 議 長 車が通行できる程度の幅員は確保されていることを現地で確認して
おります。
- 議 長 ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。よろしいです
か。
では、問題はないようでございますので、議案第2号については、
同意することとしたいと思っておりますが、よろしゅうございますのでし
ょうか。
(異議なし。)
- 議 長 ありがとうございます。
それでは、議案第2号については同意することといたします。
議案につきましては、以上でございます。

2 報告案件について

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告

議 長 それでは、続きまして、「第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告についてです。

これにつきましては、定例のものであるため、前回同様、資料送付をもって、報告の説明に代えさせていただきたいと思えます。

資料をご覧になって、御質問などございますでしょうか。

「法第56条の2第1項ただし書き許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告

議 長 ないようでございますので、続きまして、「法第56条の2第1項ただし書き許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告について、でございます。

これにつきましては、事務局より説明をさせていただきたいとこのことですので、そのようにいたします。説明をお願いします。

特 定 行 政 庁 (別紙 法第56条の2第1項ただし書き許可に係る同意の取扱い基準)に基づく許可案件報告書により説明)

議 長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何か、御質問等ございますでしょうか。

委 員 ひとつよろしいでしょうか。

番号2の方ですが、用途が共同住宅の塀ということで、どのような状況のものなのでしょうか。単なる塀であれば、確認申請はいらいのではないのでしょうか。

議 長 説明をお願いします。

特 定 行 政 庁 共同住宅が計画されておりますが、今回は目隠しフェンスになるんですけども、高さが5mになる塀を増築するということで、建築物に付属する塀は建築物という扱いになり、増築ということで今回許可が必要になったものです。

委 員 工作物ではなく、建築物に付属する塀ということですね。

特 定 行 政 庁 はい。そのとおりでございます。

議 長 無いようでしたら、これをもちまして本日の審議は終了いたします。

事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

特 定 行 政 庁 御審議いただきありがとうございます。

次回についてでございますが、現時点で次回の開催の日程は未定でございます。審議案件が確定しましたらあらためてご案内させていただきたいと思えますのでどうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

本日はこれもちまして終了いたします。

ありがとうございました。